⑷　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第15項に規定する法人番号を記載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

［４　略］

５　３の欄は、次によること。

⑴　法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種別が法第５条第２項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄は、受信障害対策中継放送、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送以外の基幹放送を行う基幹放送局の申請に限つて記載することとし、この場合において、当該基幹放送局は外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請（届出）者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載することとし、国籍等の欄の無の□にレ印を付けたときは、日本の国籍を有することを証する書類を添付すること。

⑵　基幹放送をする無線局以外の無線局のうち、法第５条第２項各号のいずれにも該当しないものについては、外国性の有無の欄への記載に加えて、次の様式を別葉として提出すること。なお、申請者が国、地方公共団体（当該地方公共団体の執行機関並びに当該地方公共団体が設置する小学校、中学校及び高等学校を含む。）、独立行政法人その他の議決権が存しない法人若しくは団体又は法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、本欄への記載及び別紙の提出を要しない。

ア　議決権に関する事項

区　　分	株式数(株)／議決権の数(個)	比率(%)(F)
発行済株式の総数(A)		
議決権の総数(B)		
日本の国籍を有する者(C)		
日本法人(D)		
外国法人等(E)		

（注１）　最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別紙において同じ。）の状況について記載すること。

（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。

（注３）　(B)の欄は、申請者が株式会社である場合は、株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除いた議決権の総数を記載すること。

（注４）　(C)の欄は、日本の国籍を有する者であつて法第５条第１項第２号に掲げる者に該当しない者を記載すること。

（注５）　(D)の欄は、法第５条第１項第２号及び第３号に掲げる者に該当しない法人又は団体（国又は地方公共団体を含む。）を記載すること。

［新設］

［４　同左］

５　［同左］

⑴　法第５条に規定する欠格事由について、該当する□にレ印を付けること。ただし、開設しようとする無線局の種類が法第５条第２項各号のいずれかに該当する場合には、外国性の有無の欄の記載は要しない。基幹放送（受信障害対策中継放送、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送を除く。以下この注において同じ。）をする無線局以外の無線局については、一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄の記載は要しない。また、基幹放送をする無線局については外国性の有無及び相対的欠格事由の欄の記載は要しない。なお、申請者が個人の場合は、国籍等の欄及び処分歴等の欄に限つて記載すること。

⑵　外国性の有無の欄、又は一部の基幹放送をする無線局の欠格事由の欄のうち特定役員及び議決権の割合の欄に記載をした場合は、併せて欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。